

地方分権時代における国と地方の役割分担

地方分権時代においては、国と地方（県・市町村）、県と市町村、行政と民間との役割分担を明確化した上で、真の地方自治の確立を図る必要がある。

1 国と地方の役割分担

国と地方の関係では、「地方でできることは地方に」を基本として、法律等による義務付け・必置規制など国の過剰な規制・関与を撤廃し、地方における裁量の幅を広げ自由度を高めることにより、地方が自らの地域のあり方を決定し得る仕組みへと変革していくことが必要である。

その上で、国は、国家の存立に直接関わる事務（外交、防衛、通貨、司法など）全国的に統一されていることが望ましい基本ルールに関する事務（公正取引の確保、生活保護基準、労働基準など）全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な事務（公的年金、骨格的な社会資本整備など）など本来果たすべき役割を重点的かつ限定的に担うべきである。

概ね東北6県を所管区域として設置されている国の地方支分部局の事務権限について、地方への移譲可能性調査を行った結果によれば、現在の都道府県の区域で考えた場合でも、その約5割が国以外で実施可能となっている。

国と地方の二重行政の弊害を是正し、地方による総合行政を効率的に展開していくため、国から地方への権限と財源の移譲を積極的に推進すべきである。

国の事務権限の移譲可能性調査結果について

【対象地方支分部局】

地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局

【対象事務権限】

各省庁組織規則に規定する所掌事務902件

【前提条件】

国・地方とも財源は十分あるものとする。

現行制度、法令等に縛られない。

現在の都道府県の区域を対象とする。

【調査結果】

国が実施すべき	県が実施すべき	市町村が実施すべき	一部国・一部地方	民間が実施すべき	廃止すべき
49.8%	15.5%	4.8%	26.8%	2.0%	1.1%

902件のうち、国の内部事務と判断した257件を除いた645件の集計である。

【地方において実施可能と考えられる事務（例）】

別表1のとおり

【調査実施主体】

青森県地方自治制度検討会議権限移譲専門部会

2 県と市町村の役割分担

県と市町村の関係では、特に、市町村合併の進展により、市町村の行財政基盤が強化され、規模が拡大することに伴い、これまで県が果たしてきた役割を大幅に見直す必要がある。

すなわち、市町村に関する連絡調整機能や補完機能は縮小し、全県的視点から総合的・計画的に企画・実施する広域機能に特化していく必要がある。

県が実施している事務事業について、あるべき姿として国・県・市町村などいずれの機関で実施するのが望ましいか仕分け作業を行った結果、約4割が県以外で実施すべきとなっている。

「市町村優先の原則」や「補完性の原理」を踏まえ、住民に身近な行政は基礎的自治体である市町村が担うことを基本として、県から市町村への大幅な事務権限の移譲を進めるべきである。

県の事務事業の仕分け作業結果について

【対象事務事業】

平成14年度青森県事務事業評価において対象とした事務事業2,079件のうち、出納局・警察本部等に係るものを除いた2,029件

【前提条件】

県・市町村・民間団体とも財源は十分あるものとする。

市町村合併が進んだ後を前提とする。

現行制度、法令等に縛られない。

【作業結果】

国が実施すべき	県が実施すべき	市町村が実施すべき	民間が実施すべき	第三者による提供不要
4.4%	60.8%	15.7%	16.7%	2.3%

2,029件のうち、県の内部事務と判断した390件を除いた1,639件の集計である。

【県が実施すべき事務事業の具体的判断基準】

別表2のとおり

【調査実施主体】

青森県地方自治制度検討会議権限移譲専門部会

3 行政と民間の役割分担

行政と民間の関係では、社会の成熟化に伴う価値観や生活様式の多様化に伴い、住民の公共サービスに対するニーズも多様化してきており、限られた財源でこれらのニーズに対応するためには、「受益と負担」を明確化し、住民が十分な情報に基づき公共サービスを選択しうる仕組みへと転換していくことが必要である。

また、「民間でできることは民間に」を基本として、コミュニティ組織、ボランティア、NPO等住民自治の中心的な役割を担う主体と行政との協働により公共サービスを提供する仕組みの構築が必要である。

民間との役割分担において行政が実施すべき事務事業の具体的判断基準は、別表3のとおりである。

別表1 地方において実施可能と考えられる事務（例）

社会保障	医療薬務	医療法人の監督、医薬品・医療用具の製造業の許可
	地域保健・地域福祉	母子保健、児童福祉、社会福祉法人の認可・監督、老人保健、老人福祉、介護保険
	地域雇用対策	職業紹介、職業安定、雇用機会の確保
産業振興	地域商鉦工業振興	産業構造の改善、産業立地
	中小企業対策	中小企業の新たな事業の創出、経営安定、経営診断、経営相談
	農畜産物の生産振興	農畜産技術の改良・発達、家畜の改良・繁殖等、災害防除
	農業経営支援	農業の担い手確保、農業経営の改善・安定化
	農地権利関係	農地の権利移動、農地転用、農業委員会
	土地改良事業	かんがい排水事業、農業用道路の整備、農業集落排水施設の整備
	農業振興計画	農業振興地域整備計画、中山間地域計画
	観光振興	滞在型農林漁業体験、農山漁村と都市の交流促進、観光地・観光施設の改善、ホテル・旅館の登録
	基盤整備	地域道路整備
地域河川整備		整備方針、改良工事の認可等
治山・治水・砂防		治山・治水・砂防、法指定地での行為の制限
地域港湾・空港		整備、管理、計画、環境対策
都市計画・下水道		都市計画及び都市計画事業、都市再開発事業、土地区画整理事業、宅地開発、都市公園、公共下水道
地域交通基盤		地域交通計画及び調整、（貨物）自動車ターミナル、港湾運送事業、地域旅客航路事業

別表2 県が実施すべき事務事業の具体的判断基準

1	県組織の内部管理事務
2	県の政策形成・政策判断・政策評価
3	広域にわたる事務事業
	(1) 事務事業の対象・効果が県域全般に及ぶもの (2) 事務事業の対象・効果が複数市町村にわたるもの（市町村間の水平補完になじまないものに限る。） (3) 事務事業の対象が広域的に散在しているもの (4) 県域を越える事務事業 (5) 海外にわたる事務事業
4	市町村の連絡調整に関する事務事業
	(1) 国と市町村との間の連絡調整 (2) 県と市町村との間の連絡調整
5	市町村の補完事務事業
	(1) 高度・専門的な知識・技術を要する事務事業 (2) 先導的取組み・モデル事業への立ち上げ補助

別表3 民間との役割分担において行政が実施すべき事務事業の具体的判断基準

1	公平の確保（私学助成、障害者支援等）
2	行政が直接実施するより効率的（既存の民間団体への委託）
3	行政と住民等との協働環境の整備
4	指導監督、許認可、資格試験、技能検定等
5	技術開発、技術指導、調査研究
6	先導的取組み・モデル事業への立ち上げ補助
7	民間団体との連絡調整
8	高度・専門的な知識・技術の普及